

令和4年 4月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和4年4月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和4年4月5日（火）15時00分～17時20分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	4 番	大 木 正 勝
5 番	堀 越 幸 一	6 番	吉 河 一 男
7 番	川 口 弘 子	8 番	鈴 木 好 子
9 番	堀 越 敏 幸	10番	小 川 勝 雄
11番	鈴 木 英 範	12番	大 木 明 男
13番	岩 澤 勝 敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
16番	土 井 正 裕	17番	土 屋 範 雄
18番	内 山 祐 一	19番	松 本 幸 雄
20番	萩 原 典 幸		

欠席委員

会長代理 松 本 光 芳

議 長

会 長 伊 藤 正 明

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長

定刻となりました。

本日は、4月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。

議事に入る前に4月1日の人事異動により農政系の職員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。

自己紹介後、農政係は退出。

続きまして、伊藤会長にご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長

挨拶

局 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年4月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午

後 3 時 0 0 分)

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第 13 条第 2 項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。3 番 藤城英明 委員、4 番 大木正勝 委員。兩名を指名いたします。

議 長 始めに、議案第 1 号、農地法第 5 条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 1 号です。
本件は農地法第 5 条による転用を伴う所有権移転の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、住宅用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い 10 ha 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と

判断出来ると思われませんが、申請は集落に接続する住宅のため、例外的に許可できるものと思われま

す。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第2号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、休憩所・資材置場・駐車場のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農業振興地域内の農用地指定の農地であることから「農用地区域内にある農地」と判断出来ると思われれます。なお、農用地区域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第2号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 3 条による
所有権移転に関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 3 号です。
本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請
です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。
譲請人および譲渡人は、資料に記載のとおりで
す。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目につ
いて、申請書に記載された内容が適合するか否
か検討した結果をご説明申し上げますと、農地
法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可
要件のすべてをみたしていると思われま
す。
以上で議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明
させます。

書 記（石橋） 議案第 3 号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採択いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第4号から議案第9号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長

只今、事務局より議案第4号から議案第9号までの一括説明を求める提案がございましたので承認致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第4号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、物流倉庫用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われ、次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(石橋) 議案第4号から第9号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 地元であることから事前に事業者からご説明を受けておりました、周辺農地等へも支障を来たさないものと考え、問題ないと思われま。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

6 番吉河委員 本案件は工事中に大型車の出入りが頻繁になることが想定されます。今回の工事に伴い道路の破損が発生した場合に補修責任はどうなるのか？

書記（石橋）　まず始めに、本案件に伴う町道路建設係への事前協議がされていることを報告いたします。また、ご質問にありました補修責任については、工事による破損が明らかである場合には過失割合が発生する可能性もあるかもしれませんが、補修責任については個別毎に道路建設係で判断いただくことになろうかと思えます。

議長　他の委員、質疑はありますか。
（質疑なし）

それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議長　続きまして、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第10号、農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第10号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、太陽光発電設備のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(石橋) 議案第10号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

それでは、議案第10号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第10号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第11号、農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第11号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、駐車場及び進入路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基

準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われ、次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第11号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

1 1 番鈴木委員 添付資料の土地所有者同意書の所有者欄の住所
地番が抜けています。

書 記（石橋） ご指摘ありがとうございます。定例総会閉会后
速やかに資料修正をさせます。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 1 1 号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第 1 1 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第12号、農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第12号と議案第13号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 只今、事務局より議案第12号と議案第13号の一括説明を求める提案がございましたので承認致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第12号です。
本件は農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、地質調査・埋蔵文化財調査のためです。

続きまして、議案第13号です。

先程の説明と重複する箇所は省略させていただき、変更点のみご説明いたします。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農業振興地域内の農用地指定の農地であることから「農用地区域内にある農地」と判断出来ると思われ、なお、農用地区域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記(石橋) 議案第12号と議案第13号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

それでは、議案第12号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

よって、議案第12号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第13号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第13号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第14号、令和4年第4次農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。ここで、6番吉河一男委員につきましては、申請人のため退席していただきます。それでは、吉河一男委員ご移動下さい。

吉河一男委員退席後、再開

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第14号です。

本件は、令和4年3月17日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の再設定4件・新規1件で、面積：15,732㎡です。

詳細な内容については、書記より説明いたします。

書記（石橋） 議案第14号の補足説明をする。

議長 それでは、議案第14号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第14号は原案どおり可決決定いたしました。

吉河一男委員、入室後再開する。

議長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書記（石橋） その他について、報告をする。

議長 各委員さんより何かございますか。

（意見なし）

議長 以上をもちまして、令和4年4月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。